第４章　協会及び協会員の対応

（申告の受理）

第12条　協会が申告を受けたときは、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、受理するものとする。

⑴　申告者が第７条の要件を充たしていないとき。

⑵　申告者が第８条に定めるところにより申告を行わなかったとき。

⑶　貸付自粛申告書の記載事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり若しくは重要な事実の記載が欠け又は第８条第２項乙欄に掲げる書面が偽造又は変造されている合理的な疑いがあるとき。

⑷　申告者が貸付自粛に係る第９条に定める同意事項に同意しなかったとき。

（貸付自粛情報の登録）

第13条　協会は、申告を受理したときには、遅滞なく、個人信用情報機関に対し、貸付自粛情報を通知し、当該個人信用情報機関において貸付自粛情報を登録すること及び当該個人信用情報機関の会員である貸金業者に対し、その求めに応じて貸付自粛情報を提供することを依頼するものとする。

２　貸付自粛情報は、協会と個人信用情報機関が協議して定める期間登録されるものとする。

（撤回等の受理）

第14条　協会が撤回等を受けたときは、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、受理するものとする。

⑴　撤回をなす者が申告をした者ではなく又は取消をなすものが自粛対象者でないとき。

⑵　撤回の場合にあっては、協会が個人信用情報機関に対し当該申告に係る情報の依頼をした日から３か月以内の日になされたとき。

⑶　撤回等をなした者が第11条に定めるところにより撤回等を行ったとき。

⑷　第10条第１項に掲げる書面の記載事項のうち重要な事項について虚偽の記載があり又は重要な事実の記載が欠けているとき。

（撤回等の通知等）

第15条　協会は、撤回等を受理したときには、遅滞なく、個人信用情報機関に対し、撤回等に係る貸付自粛情報の登録を抹消し又は撤回等が受理されたことを付記するなどの方法により、以後、当該個人信用情報機関の会員である貸金業者に対し、貸付自粛情報が提供されない措置又は撤回済であることが明示される措置を講じるように求めなければならない。

２　協会は、取消を受理した場合において、当該取消に係る貸付自粛情報の個人信用情報機関への通知がなされていないときには、当該取消に係る貸付自粛情報を登録することを個人信用情報機関に依頼してはならない。

（申告等に係る記録）

第16条　協会は、申告及び撤回等につき、貸付自粛情報の登録依頼日、撤回等の通知日、登録を依頼し又は撤回等を通知した個人信用情報機関の名称又は商号その他別に協会が定める事項につき記録し、貸付自粛申告書及び第11条第１項に規定する書面並びにこれらに添付された書面とともに、申告を受理した日から10年間保存しなければならない。

（協会員による貸付自粛への対応）

第17条　協会員（個人信用情報機関と個人信用情報の提供を受けることに関し契約を締結している者に限る。以下本条において同じ。）は、個人顧客との間で貸付けに係る契約（但し、貸金業法施行規則第１条の２の３第２号から第５号のいずれかに該当する契約及び極度方式貸付に係る契約を除く。以下第２項及び第３項において同じ。）を締結しようとするときは、個人信用情報の提供を受けることにつき契約を締結している個人信用情報機関（以下「加入個人信用情報機関」という。）に対し、貸付自粛情報の提供を求めなければならない。個人顧客との間で締結している極度方式基本契約に定める極度額を増額しようとする場合も同様である。

２　協会員は、貸金業法第13条の３第１項または第２項の規定による調査を行う場合には、加入個人信用情報機関に対し、貸付自粛情報の提供を求めなければならない。

３　協会員は、加入個人信用情報機関から貸付自粛情報の提供を受けたときには、当該貸付自粛情報に係る自粛対象者との間で新たな貸付けに係る契約の締結をせず又は当該自粛対象者との間で締結済の極度方式基本契約の極度額を零円とし若しくは極度方式基本契約に基づく新たな貸付けを停止する措置をとるなど、以後、新規に金銭の貸付けがなされないこととなるために必要な措置をとるよう努めなければならない。

（報告徴収）

第18条　協会は、必要と認めるときは、この規則に基づく協会員の対応の状況につき、協会員に対し口頭若しくは文書で報告を求め、又は帳簿その他の資料の提出若しくは提示を求めることができる。

２　協会員は、正当な理由なく、前項の規定による報告又は資料の提出若しくは提示の請求を拒んではならない。

第５章　雑則

（貸付自粛の処理の非公開）

第19条　貸付自粛に関する処理及び第16条の記録に関しては、この規則に定める場合を除き、全て非公開とする。

（秘密保持）

第20条　協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、申告、撤回等その他貸付自粛の事務の処理に関し知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

別紙１　貸付自粛の運用に関する事項

１　貸付自粛の申告をした場合には、申告が受理された日から３か月が経過するまで申告を撤回できないこと。

２　貸付自粛の申告が自粛対象者本人によるものでない場合には、自粛対象者はその申告を取り消すことができること。

３　貸付自粛の申告がなされた場合、個人信用情報機関に対する当該情報の登録を回避し又は登録済みの貸付自粛情報を削除するためには、別途、協会に対し、貸付自粛の申告の撤回または取消の手続が必要となること。

４　貸付自粛の申告が受理された場合、申告が撤回又は取消がなされない場合であっても、貸付自粛情報が登録されてから５年を経過した場合には当然にその情報は抹消されること。

５　貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報が個人信用情報機関に登録されるまでには、事務処理のために一定の日数を要すること。

６　貸付自粛の申告が受理された場合であっても、貸付自粛情報が登録される前に締結された極度方式基本契約に基づき極度方式貸付けがなされる場合があり得ること。

７　貸付自粛情報が登録された場合であっても、当該情報は、協会が指定する個人信用情報機関の会員による与信判断を拘束するものではないこと。

８　貸付自粛情報の登録がなされる個人信用情報機関は、協会が別に指定する個人信用情報機関であり、必ずしも、日本国内の全ての個人信用情報機関に貸付自粛情報が登録されるものではないこと。

附　則

第１条　この規則は、平成22年10月１日から施行する。

第２条　以下の法人は、この規則に基づき個人信用情報機関として指定されたものとする。

⑴　株式会社日本信用情報機構

⑵　株式会社シー・アイー・シー

附　則（平30．４．１）

この改正は、平成30年４月１日から施行する。

（注）　改正条項は、次のとおりである。

第２条、第６条、第８条、第17条を改正。